

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	Q&A廃棄物・リサイクルトラブル解決の手引き 追録 外4点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	28,470	R5.9.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	最新 医薬品・医療機器等取扱法規の手引 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	6,842	R5.9.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	最新 医薬品・医療機器等取扱法規の手引 追録第114号・第115号 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	12,424	R5.9.11	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	狂犬病予防等事業用 公用車「なにわ800さ 2225」のエアコン修繕	37:自動車修 理	武田自動車工業株式会社	112,805	R5.9.11	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	-
5	デジタルマンモグラフィ画像診断装置 買入	27:医療用 機器	コニカミノルタジャパン株 式会社	1,133,000	R5.9.27	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	令和5年度 保健所連絡調整用携帯電話 借入(概算契約)(その3)	165:その他 賃貸	ソフトバンク株式会社	77,748	R5.9.29	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

狂犬病予防等事業用 公用車「なにわ800さ2225」のエアコン修繕について

2 契約の相手方

武田自動車工業株式会社

3 特名随意契約理由

動物管理センターでは、各区保健福祉センターにて市民から引取った犬猫の回収、公共の場所で放浪している犬の収容及び野犬の捕獲に向けた現場調査を実施している。収容した犬猫については、本市が掲げる「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成するために、可能な限り市民や団体に譲渡するよう努めている。また、モデル犬を育成し、しつけの方法や正しい接し方などを学んでいただく市民向けのふれあい事業に活用することで、適正飼養の啓発や動物愛護精神の普及を行っている。

上記対象動物を搬送するため、同センターでは公用車を使用しているが、この公用車について、9月4日（月）に乗車した際、運転席及び動物を収容する荷室部分のエアコンが効かず、特に荷室部分において熱がこもった状態となることが判明した。

当該車両については、現在週一回以上出動しており、緊急時に対処できるよう常に待機している状況である。また、時期的にもまだまだ猛暑が続き、搬送する動物の中には高齢又は負傷動物も含まれており、体温調節が苦手とされる動物が衰弱して生命の危険を脅かす可能性が考えられる。これらを踏まえて早急に修繕する必要がある。当該車両は動物を収容するために改造を施した特殊な車両であることから、過去に当該車両の点検・修理で実績のある2業者の内、緊急修繕対応可能と回答を得た武田自動車工業と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

健康局 生活衛生課（電話番号06-6208-8249）

随意契約理由書

1 案件名称

デジタルマンモグラフィ画像診断装置買入

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市の乳がん検診（マンモグラフィ）における読影については、大阪市マンモグラフィ読影センター（放射線技術検査所）にデータ管理用サーバ、読影・操作用端末等を設置し、「読影レポートシステム」及び「画像システム」で構成する独自の読影システムにより、受診者データの取込、読影、結果の返却を実施している。

「画像システム」については、撮影したデジタルマンモグラフィ画像をサーバに取り込み、2台のデジタルマンモグラフィ画像診断装置により読影を行っている。

「画像システム」の保守については、コニカミノルタジャパン株式会社（以下「保守会社」という）と契約を締結している

今回、デジタルマンモグラフィ画像診断装置のうち、1台が起動しなくなったため、保守会社へ点検を依頼したところ、装置内部に物理的な破損があり、修繕が不可能な状態であることが判明した。

新たな装置を購入するにあたり、保守会社以外から購入した場合、その装置に不具合が生じたときに「画像システム」を含めた全体の保守対応ができないため、読影作業及び乳がん検診に著しい支障が生じるおそれがある。

そのため、今回購入する装置を「画像システム」と一体で保守できるのは、上記契約相手方のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適さないものであることから、同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局健康推進部健康づくり課成人グループ（電話番号 06-6208-9969）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 保健所連絡調整用携帯電話借入（概算契約）（その3）

2 契約相手方

ソフトバンク株式会社

3 随意契約理由

本件は、保健所感染症対策課が使用する携帯電話の借入を行うものである。

保健所では、新型コロナウイルス感染症対策について、感染状況に応じて保健所体制を段階的に強化してきた結果、連絡調整用の電話機が不足したため携帯電話を借り入れることで対応を行ってきた。5月8日をもって新型コロナウイルス感染症にかかる感染法上の位置づけが5類感染症へ移行して以降は、9月末までを対象とした移行計画のもと、新型コロナウイルス対策業務を進めてきたところである。

10月以降の保健所体制について、今後公表される政府の方針及び大阪府の対応方針を踏まえて本市保健所体制を検討することとなるが、継続が必要な業務が見込まれる一方で、業務を順次廃止し、体制を段階的に縮小していくことが想定され、携帯電話の台数についても、体制の縮小にあわせて必要数を精査していく必要があると考えられる。

本来であれば、競争入札により契約相手方の選定を行うべきであるが、上記のように、今後の業務規模が確定していない中、10月1日までに契約を締結するには入札を実施する期間がないため、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することで業務の円滑な実施を担保できる。よって、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0739）